

みんなで守ろう！交通ルール。

交通安全

だより 特別号



事故に遭わないために

歩行者 の 皆さんは

- ・道路を渡る前は必ず安全確認。
- ・斜め横断、信号無視、歩きスマホはしないを徹底しましょう。

高齢者 の 皆さんは

加齢による身体機能の変化により、道路の横断に時間がかかることがあります。道路の横断は余裕を持って渡りましょう。

横断歩道は 歩行者優先!!

横断歩道に接近するときは手前で止まれる速度で進行！

ドライバーには前方で横断歩道を横断中または横断しようとしている歩行者がいる場合、その横断歩道の手前で一時停止し、歩行者に道を譲る義務があります。

違反した場合

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金（過失10万円以下の罰金）

違反点 2点

反則金 大型車・中型車・準中型車12,000円
普通車9,000円 二輪車7,000円
原付車6,000円

やめよう 悪質・危険な



3つの運転!!

根絶!

飲

酒運転

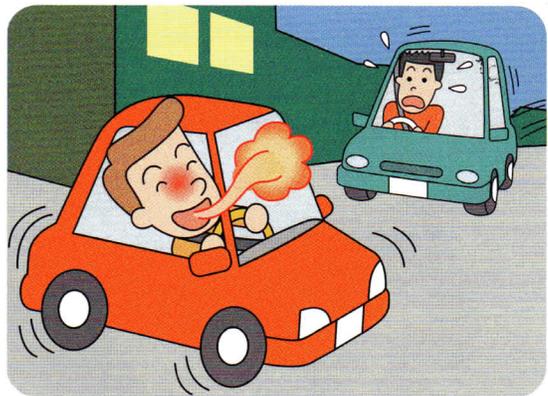


「ちょっとだけ」が人生を狂わせます…

飲酒運転をしない・させない・ゆるさない!

飲酒運転は、発見や反応・操作に影響を及ぼし、悲惨な交通事故を招きます。また、ドライバーだけでなく車両の提供者や同乗者、酒類の提供者も厳しく罰せられます。

一人ひとりが意識して行動し、飲酒運転を根絶しましょう!



STOP!

な

ながら運転



運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」の事故が増加しています。運転中、スマートフォンやタブレットでゲームをする、メール等をチェックする、地図アプリ等で目的地を確認する等の行為は禁止されています。

運転中にスマートフォン等を使用すると…

注意がそれ、脇見の時間が長くなり、ブレーキ操作の遅れ、ハンドル操作が不安定に。

異変に気付いた時には間に合わず、死亡事故等の重大事故になることもあります。



危険!

あ

おり運転

「あおり運転」（妨害運転）は重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。

「あおり運転」を行うと、3年以下の懲役または50万円以下の罰金、違反点25点の免許取消しとなります。また、「あおり運転」により他の車を停止させるなどすると、5年以下の懲役または100万円以下の罰金、違反点35点の免許取消しとなります。



「あおり運転」に遭った際は…

回避

挑発に乗らず道路の左端に寄るなどし、相手を先に行かせましょう。

避難

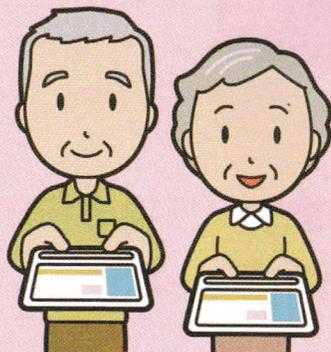
サービスエリアやパーキングエリア等交通事故に遭わない場所に避難しましょう。

通報

車外には出ず、ためらわずに110番通報し、警察の到着を待ちましょう。



110番



高齢ドライバーのみなさんは

加齢は視野の狭まりや認知機能の低下をもたらします。

運転に不安を感じた際は、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

確認しよう!

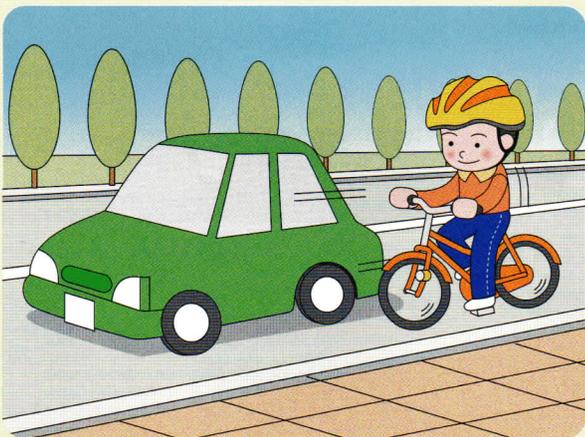
自転車の 交通ルール!

自転車は大変便利な乗り物ですが、乗り方を間違えると重大な事故につながりかねません。自身の自転車の乗り方について確認しましょう。

守ろう!

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



やめよう!

自転車の危険運転

- ① スマートフォン・イヤホン等を使用しながらの運転
- ② 飲酒運転
- ③ 傘差し運転
- ④ 並進
- ⑤ あおり運転



自転車も保険への加入が義務となっています。多額の損害賠償を求められる場合もありますので、必ず加入しましょう。

※安全のため、子ども・高齢者のみなさんはヘルメットを積極的に着用しましょう。